

第2回 新城市総合計画審議会次第

日時 平成30年7月24日（火）

午後3時から

場所 新城市役所4階 4-2会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

基本構想（案）について

- ・土地利用構想
- ・地域経営、まちづくり協働、行政経営の方針

第2次新城市総合計画
基本構想の骨子（案）

1 将来像



※将来像の考え方などを記載

(1) ひとの姿

多様な生き方や個性を認め合い、新しい価値観を創出する「ひと」

- ・ 郷土の歴史に誇りと愛着を持ち、先人の知恵と経験を学ぶとともに、年齢、性別、国籍、障害の有無等、違う価値を持つ者を認め、尊重し合うことで、自らの価値を高めます。
- ・ 一人ひとりが地域社会を構成する大切なメンバーであると認識し、自らの力と特性、役割りを再確認することで、地域社会に還元します。
- ・ 夢や将来について明確な目標を掲げ、その達成に向けてたゆまぬ努力をすることにより、豊かな知識と独創的な発想、失敗をおそれない強い心を身につけ、世界で勝負する人材となります。

(2) ちいきの姿

豊かな資源を活用し、潤いのある暮らしを創出する「ちいき」

- ・ 地域の自然、歴史、文化等を受け継ぎ、未来へつなぐことにより、「住み続ける。戻りたい。」故郷を守ることで、新たな住民も呼び込む魅力を創造します。
- ・ 住民、地域、行政等の各主体の連携や世代間の交流を促進することにより、地域の「意思をつくる場」としての機能を発展・強化します。
- ・ 地域経済の仕組みを確立し、その収益を地域住民に還元することで、暮らしの基盤としての地域の機能を維持強化します。

(3) まちの姿

“山の湊”の展開により、新たなにぎわいを創出する「まち」

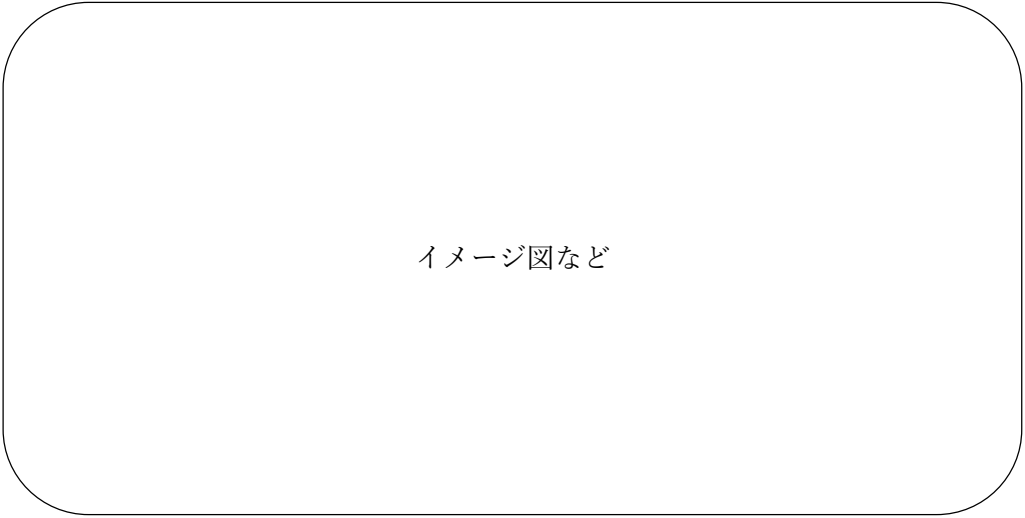
- ・ 信州方面と豊橋方面の交流中継地として栄えた「山の湊」を次のステージに高めるため、新東名高速道路の開通効果を追い風とし、大都市圏からヒト・モノ・カネを引き寄せます。
- ・ 安全で快適な暮らしができる生活環境の確保にあわせて、雇用機会の創出と就業環境の整備を促すことで、住み続けられるまちにします。
- ・ 個性ある人材(財)と豊かな資源が、その能力や特性をいかんなく発揮し、ひかり輝くことができるよう環境と仕組みを整えます。

2 まちづくりのフレーム

第2次新城市総合計画では、これまでの「数や量（の増加）」という捉え方のみならず、新しい視点や考え方を導入します。

この総合計画の期間中にも目まぐるしく変化するであろう社会状況、例えば、AIやロボットの進化は、仕事や日常生活の様態など社会の仕組みを大きく変える可能性があります。人口減少社会においても経済成長を続けるには、生産性の向上が不可欠であり、生産年齢人口の減少を補うため、外国人労働者の受け入れや元気な高齢者の雇用期間の延長、女性の活躍領域の拡大の促進等が求められます。経済全体が活性化し、持続的発展をするためには、一人ひとりの「人」が多様な能力を発揮し活躍できる地域社会を構築することが必要です。また、人口が減少し、地縁血縁が少なくなっていく社会の中において、豊かな生活を実現するためには、地域・企業・非営利団体・地方自治体などをつなぐ「新しい絆」による支え合いの構築が必要となります。こうした流れは、人口数の減少というマイナスを代替しうる新しい「生き方」や「支え方」を生み出し、「数」の価値観を大きく変える可能性があります。

また、平均寿命や健康寿命の延伸、多様な生き方により、従来の老年人口や生産年齢人口という区分は見直しが迫られることとなります。もちろん、これまでの「定住人口の増加」や「出生数」という数の価値観に対する責任を放棄するものではなく、着実にまちづくりを進めてまいります。同時に、「数」の評価以外の考え方に対応しなければならないと考えます。



イメージ図など

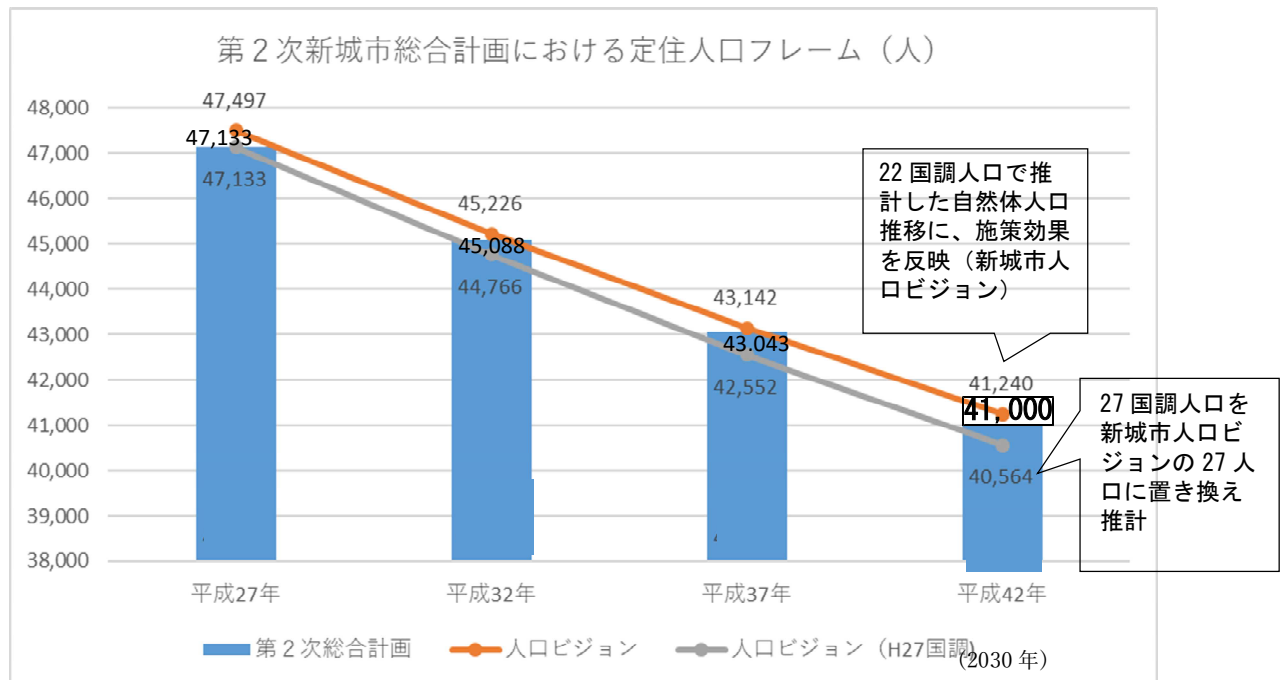
(1) 将来人口の設定

ア 定住人口

「新都市人口ビジョン」では、第2次新都市総合計画の目標年度である2030(平成42)年の総人口を41,240人としています。

第2次新都市総合計画のまちづくりフレームにおける定住人口は、新都市人口ビジョンの目指すべき方向である「バランスのとれた年齢構成への転換」を踏襲することから、人口推計の考え方などもビジョンと同様とし、国勢調査人口を最新のデータに置き換えて再推計した結果、2030(平成42)年の推計人口は、40,564人となりました。

そこで、第2次新都市総合計画の目標年度人口を41,000人と設定します。

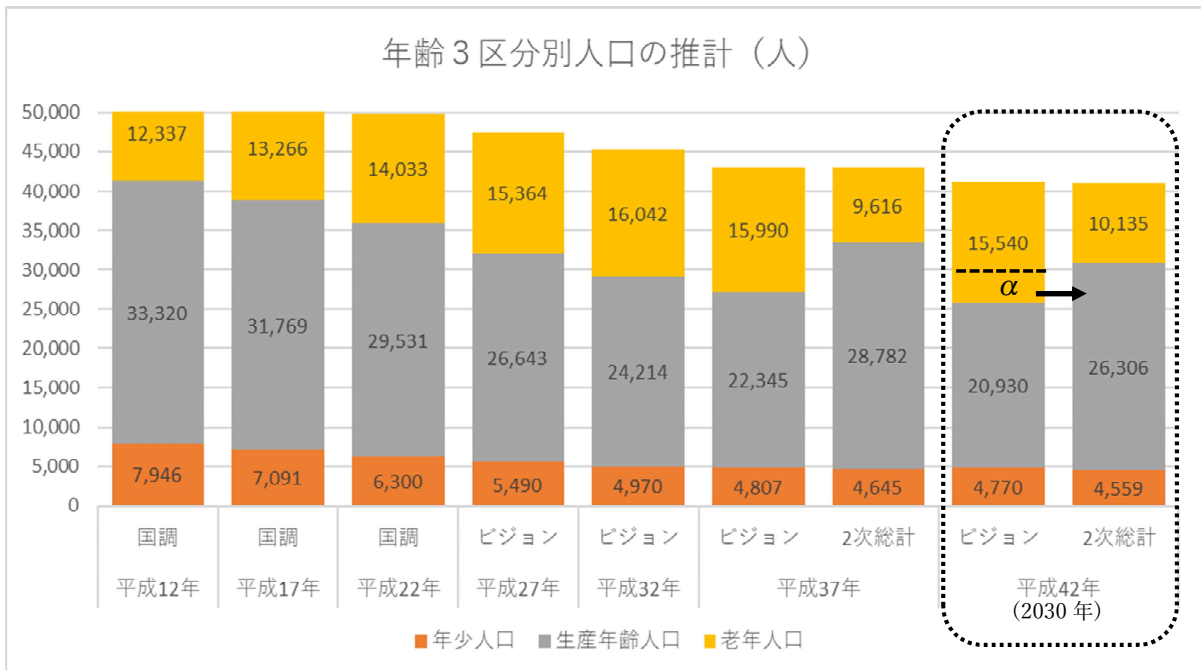
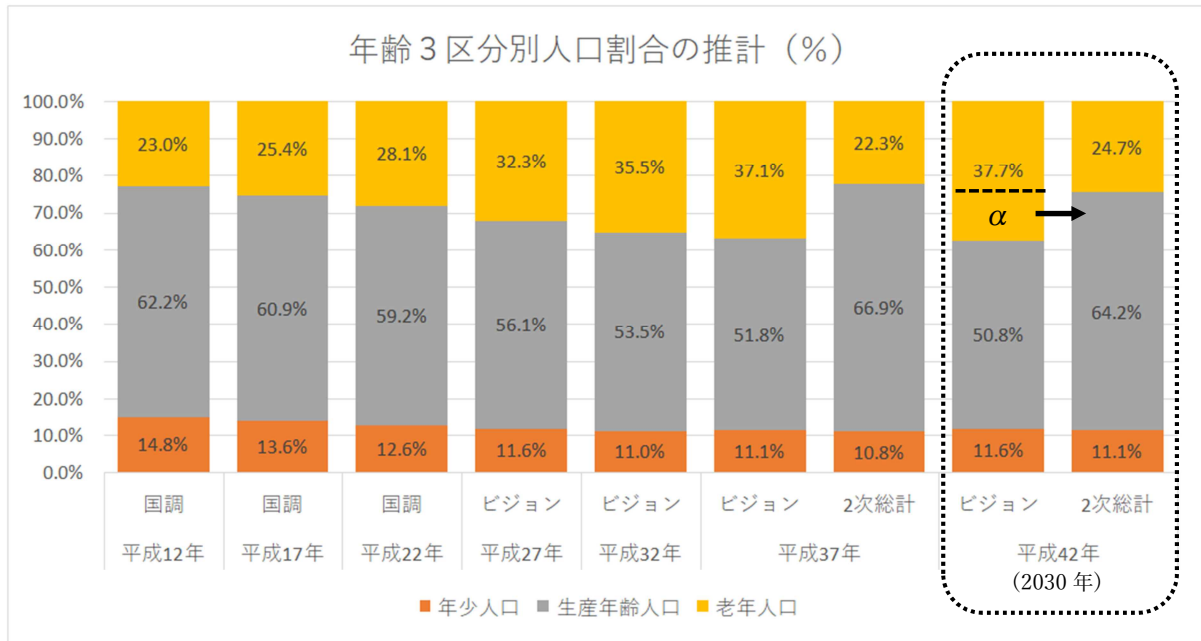


イ 年齢区分

2017(平成29)年1月、日本老年学会等は、現在は65歳以上とされている高齢者の定義を75歳以上に見直し、前期高齢者の65~74歳は「准高齢者」とし、社会の支えと捉え直すように求めて提言を発表しました。この提言は、医療の進歩や生活環境の改善で、10年前に比べ5~10歳は若返っているというデータ等を踏まえたものです。

また、2018(平成30)年3月、厚生労働省は、介護を受けたり寝たきりになったりせず、日常の生活を送れる期間を示す「健康寿命」について、2016(平成28)年は男性72.14歳、女性74.79歳だったと公表しました。

第2次新都市総合計画では、65歳以上の方を高齢者として機械的に振り分けるのではなく、「健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したい。」という意志を持つ65~74歳までの方を『はつらつ世代(仮称)』と位置づけ、現役世代と同様に、「支える側」として活躍できるよう健康寿命の延伸や雇用機会の創出等に取り組みます。そうしたことで、目標年度である2030(平成42)年の老年人口割合37.7%を、2015(平成27)年の水準程度に据え置くことを目標とします。



ウ つながる^{ひと}市民 (仮称) の設定

前段の定住人口で示したとおり、新城市の人口は年々減少していきます。

しかし、これは本市に限ったことではなく日本全体の傾向でもありますので、市町村が互いに人口を奪い合うのではなく、転出入のダイナミズムを生み出し人の交流を促進することで、新城市はもちろん近隣地域の活性化を意識したまちづくり、「人口の数」の視点に並ぶ「人のつながり」を捉えたまちづくりも進めます。

そこで、観光客や通勤・通学者等、定住していなくても新城市とつながっている人々を「つながる^{ひと}市民」と位置付け、様々な情報発信や地域資源の魅力向上などを行うことにより、「つながる^{ひと}市民」との交流促進を図り、「つながる^{ひと}市民」の増加が移住・定住人口につながることを期待します。

〈つながる市民の例示〉

- ・通勤・通学者
- ・地域活動者

お祭りや年中行事を担う以前の住民、団体活動やボランティア活動をする人、
地域自治区等と協働事業を行う大学生など

- ・市民の友達や知り合い
- ・観光客
- ・ふるさと納税者
- ・東三河広域連合構成市町村の市民やニューキャッスル加盟都市の市民 など

イメージ図など

(2) 土地利用構想

貴重な資源である自然環境や歴史景観の魅力を保全・活用を図ることで、昔ながらの地域コミュニティや伝統文化を維持継承していくとともに、適正な宅地化や土地の流動化等を図り、社会経済状況の変化や多様なニーズにも対応した、人々の選択肢となり得る暮らしの場を創出します。

広域交通網の要衝となったメリットを最大限に引き出す土地利用を進め産業経済機能や観光交流機能の充実を図ります。

農業振興地域の整備計画を始めとした様々な土地利用の制限などについても、その必要性やあり方等の検討を通じて、土地利用の可能性を広げます。

【土地利用の重点的な取組み】

第2次総合計画期間中の重点的な取組みは以下のとおりです。

○定住促進

交通利便性の高い鉄道駅近傍や生活機能が充実している市街化区域の低・未利用地などでの住宅の整備・誘導を進めます。

企業誘致や産業創出に伴う従業員や通勤通学者等の「つながる市民（ひと）」の移住定住を呼び込む付加価値の高い住宅や複合住宅の整備・誘導を進めます。

○にぎわい創出

市役所から国道151号線までの沿道周辺と国道151号線沿線を中心とした市の中心核に商業施設、経済機能、交流拠点などの都市機能を誘導することにより、新しい時代をけん引する先導地域と位置付け、魅力と誘客を促進します。

既存市街地の商業・サービス機能の充実を図ることで魅力を向上し、にぎわいの形成につながる土地利用を促進します。

○地域拠点の強化充実

鳳来総合支所周辺地域開発を機に、新城インターチェンジまでのアクセスエリアも含めて、生活機能、産業経済機能等の充実を図り、地域中心核としての機能を強化します。

作手総合支所周辺地域の地域中心核としての生活機能を維持し続けるとともに、周辺部との好アクセスを活かした都市部就業者や就農移住者、二地域居住者などを呼び込むため、作手の地域特性を活かした土地利用を進めます。

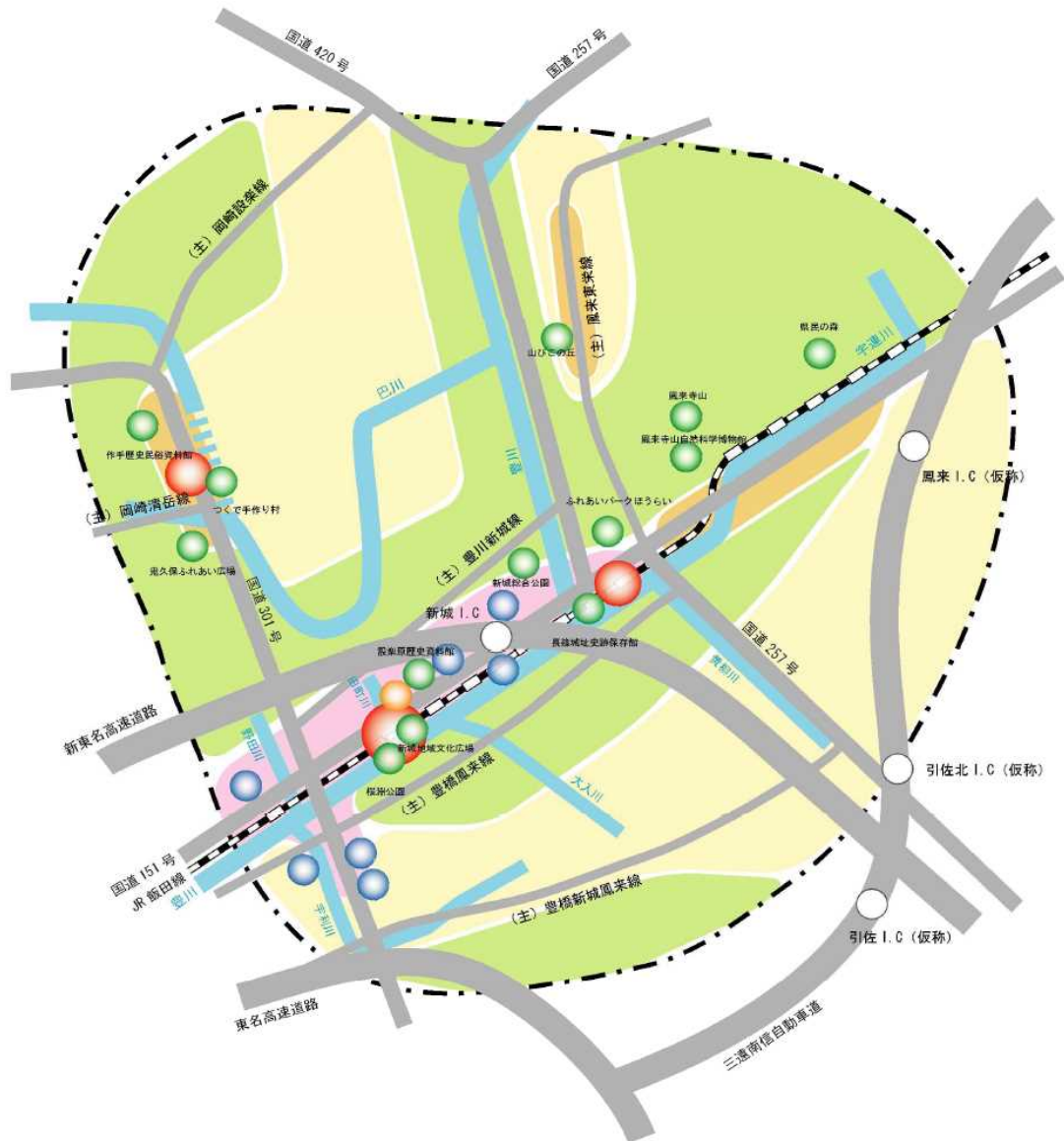
○ふるさと継承












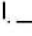



自然環境や歴史文化の活用により、新しい産業の創出や「つながる市民（ひと）」の増加につなげるとともに、将来世代に継承していくために、地域住民の意思のもと、土地利用に係る必要な規制等も検討します。

○安全安心

異常気象による自然災害等に備え、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図ります。

将来都市構造図



	暮らしの拠点		都市連携軸
	産業拠点		広域・生活連携軸 (国道)
	防災拠点		広域・生活連携軸 (主要地方道)
	自然・歴史の拠点		広域・生活連携軸 (鉄道)
	居住・産業集積ゾーン		インターチェンジ (I.C)
	居住ゾーン		水と緑の軸
	農林業・里山ゾーン		行政区域
	自然公園保護ゾーン		

3 地域経営・まちづくり協働の考え方

本市のまちづくりのルールを定めた新城市自治基本条例により、市民とともに築き上げてきた「立場や世代を越えた議論と協働の仕組み」を土台とした地域経営と成果が実感できるまちづくりを推進します。

地域では少子高齢化、多様な生き方など社会的な要因により担い手不足が深刻化しています。こうした課題は、地域ごとに抱える課題や描く未来も異なり、画一的に解決していくことは困難であることから、地域自治区を基礎的単位としたまちづくりの指針「地域計画」をベースとした地域づくりを支援します。

また、まちづくりの担い手となることが、負担や苦痛を感じることなく、自らの意志で楽しく健康的に活動できる環境と成果が実感できる仕組みを整えます。

○重点的な方針

地域自治区の強化・充実

- ・ 持続性の強化

地域活動交付金事業などにより市民活動の活性化や充実を図りつつ、今後の社会構造の変化に耐えられるよう、地域の持続性を高める取り組みに対応できるように努めます。

- ・ 実効性の充実

まちづくりへの参加を促す資金的な仕組みである地域自治区予算や地域活動交付金制度を継続していくとともに、地域計画の実効性を確認するためのマネジメントサイクルが定着できるよう努めます。

- ・ 多様性の確保

年齢や性別、従来の慣習などに捉われることなくさまざまな立場の市民が互いを理解しながら新たな地域課題に対応するため、地域づくりに参加し、支え合うことが可能となるよう努めます。

地域経済循環の創出

高齢化の進む中、地域の抱える課題解決のため情報共有を進めるとともに地域経済の新たな循環手法を生み出し、地域社会を支えることができるよう努めます。

包摂的な社会の形成

市民のだれもが住民同士や地域、行政とつながりを持ちつつ豊かな生活を充実するため「新しい絆」による支え合いの構築の実現に向け、その仕組みづくりに努めます。

4 行政経営の基本的な考え方

第2次新城市総合計画の計画期間は、更なる少子高齢化の進行による人口減少などにより、経営資源である財源や人材などの確保が困難になります。

一方で、新しい技術の導入や運用、女性や若者の活躍、平均寿命や健康寿命の延伸による高齢者の活躍促進など、多様な社会参加の形や生き方、働き方が生み出され、それらに伴う政策課題や市民ニーズはより一層、多様化、複雑化することが考えられます。

これらの課題等に対応するため、経営資源の制約を前提とした、従来の方法や水準、慣例などにとらわれない「開拓する行政経営」に取り組みます。

○重点的な方針

経営資源の磨上げと発掘・創出

「財源」、「人材」、「組織」、「情報」の経営資源の最適な配分と投入を図るとともに、既存資源の磨き上げによるポテンシャルの引き上げ、新たな資源の発掘、創出に努めます。

行政経営プロセスの転換・再構築

経営資源の制約の中で、最大の効果をあげるため、業務そのものの必要性の検証、手順や過程の検証、実施体制の見直し、民間能力の活用など、行政経営の構造を改革し、質の高い行政経営への転換を図ります。

圏域内・圏域間連携の推進

市域内の発展のみの追求ではなく、経営資源の連携活用や適切な役割分担により、圏域単位での課題対応を推進します。

5 施策の体系

将来像である「○○○○○○○○○○」の実現に向けて、将来像を達成するために3つの姿と、これを実現するための基本的方針を体系的・分野別に整理し、推進します。

将来像	将来像を達成する姿	目指すべき姿	基本的な方針
「○○○○○○○○○○」	多様な生き方や個性を認め合い、新しい価値観を創出する「ひと」	1	1
		2	2
		3	3
		4	4
		5	5
		6	6
	豊かな資源の活用により、潤いある暮らしを創出する「ちいき」	①	①
		②	②
		③	③
		④	④
		⑤	⑤
		⑥	⑥
	“山の湊”に展開により、新たなにぎわいを創出する「まち」	I	I
		II	II
		III	III
		IV	IV
		V	V
		VI	VI

新城市地目別土地利用面積

(単位：ha)

	行政面積	農地			森林	原野等		水面等	道路	一般道路			農道	林道	宅地			その他			
		田	畑	国有林		民有林	国道			県道	市道	住宅			工業用地	その他宅地					
																	田		畑	国有林	民有林
29年度	49,923	2,840	1,640	1,200	41,594	836	40,757	—	1,099	1,577	1,270	401	344	525	35	273	1,360	804	188	369	1,453
28年度	49,923	2,850	1,640	1,210	41,606	836	40,769	—	1,099	1,356	1,050	199	327	523	35	272	1,357	801	180	375	1,655
27年度	49,923	2,870	1,650	1,220	41,608	836	40,772	—	1,100	1,358	1,049	199	327	523	35	275	1,361	800	178	383	1,626
26年度	49,900	2,880	1,650	1,230	41,620	836	40,784	—	1,100	1,454	1,116	199	327	590	45	294	1,358	796	159	402	1,488
25年度	49,900	2,900	1,660	1,250	41,639	845	40,795	—	1,101	1,452	1,114	199	325	590	45	293	1,354	794	130	430	1,454
24年度	49,900	2,910	1,660	1,250	41,643	845	40,799	—	1,100	1,451	1,114	199	324	591	45	293	1,349	777	164	408	1,446

●出典

- 1 行政面積→国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
 - 2 農地→東海農政局「東海農林水産統計年報」
 - 3 森林→林務課資料「愛知県林業統計書」
 - 4 原野等→農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、林野庁「国有林野事業統計書」に基づき土地水資源課推計
 - 5 水面→日本ダム協会「ダム年鑑」、農地計画課資料等 河川→河川課資料 水路→農地計画課資料
 - 6 道路のうち、一般道路→道路維持課資料 農道→農地計画課資料
林道→林務課資料（民有林林道）と中部森林管理局資料（国有林林道）に基づき土地水資源課推計
 - 7 宅地（全体）及び住宅地→市町村課資料「固定資産の価格等の概要調査」
工業用地→統計課資料「工業統計」に基づき土地水資源課推計
- ※ 「経済センサス - 活動調査」が実施された年は、工業統計調査は実施されない。したがって、「工業統計」は作成されない。
そのため24年次、28年次は、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室が保管する「経済センサス - 活動調査票」に基づき土地水資源課推計

●時点

- 1 行政面積は、各年10月1日現在
 - 2 農地は、各年7月15日現在
 - 3 森林、原野等、水面・河川・水路、林道は、各年3月31日現在
 - 4 農道は、各年8月1日現在
 - 5 一般道路は、各年4月1日現在
 - 6 住宅地は、各年1月1日現在
 - 7 工業用地は、各年前年12月31日現在
- ※ 24年次は平成24年2月1日現在、28年次は平成28年6月1日現在